

# 選挙運動用自動車の燃料供給の手続き

- 燃料供給契約(有償契約)の締結(候補者 ⇄ 燃料供給業者)



立候補届出及び契約締結後直ちに

- 契約締結の届出(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)  
添付書類 契約書及び見積書の写し
- 選挙運動用自動車の燃料代金確認申請書の提出(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)



提出後直ちに

- 選挙運動用自動車の燃料代金確認書の交付(大津市選挙管理委員会 ⇒ 候補者)



交付後直ちに

- 選挙運動用自動車の燃料代金確認書の提出(候補者 ⇒ 燃料供給業者)



提出してから

- 契約に基づき給油(燃料供給業者 ⇒ 候補者)

## 公費負担の対象について

選挙運動期間(立候補の届出日から選挙期日の前日まで)外の給油並びに候補者から受領した「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された自動車以外への給油及び確認金額を超える給油に要した給油代金は、公費負担の対象となりません(候補者の負担となります)。

## 給油の際の注意事項

「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された自動車に給油したときは、給油伝票に次の4項目を記載して候補者に渡してください。

- 1 燃料の供給をした日付
- 2 燃料の供給をした自動車のナンバーの下4けたの数字
- 3 燃料供給量
- 4 燃料供給金額



選挙運動期間終了後直ちに

- 選挙運動用自動車燃料供給証明書の提出(候補者 ⇒ 燃料供給業者)  
添付書類 給油伝票の写し



4月23日以降に電話確認をした上で

- 選挙運動用自動車の使用に係る請求書の提出(燃料供給業者 ⇒ 大津市)  
添付書類 1 選挙運動用自動車の燃料代金確認書  
2 選挙運動用自動車燃料供給証明書(給油伝票写しが添付されたもの。)



選挙及び当選の効力確定後(5月8日以降)

- 公費負担費用の支払い(大津市 ⇒ 燃料供給業者)  
候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。  
候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。



## 選挙運動用自動車の燃料供給契約を締結された事業者の方へ

「公費負担制度」とは、大津市の条例に基づき、大津市議会議員に立候補した人が自動車を使用して選挙運動をする場合に、その費用について大津市が一定の限度で負担する制度です。

以下の説明を熟読のうえ対応いただきますよう、お願い申し上げます。

公費負担の対象となるのは、立候補届出日から選挙期日の前日までの期間の給油で、大津市選挙管理委員会が交付した「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された自動車登録番号又は車両番号の自動車への給油のみとなります。それ以外の自動車への給油は公費負担の対象とはなりませんので十分注意してください。

給油の際には、燃料の供給をした日付、燃料の供給をした自動車のナンバーの下4けたの数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された「給油伝票」を給油した人にお渡し願います。

大津市に請求できる金額は、給油に伴う燃料代金のうち大津市選挙管理委員会が候補者に交付した「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された確認金額が上限となります。

大津市への請求額を超える燃料代金及び公費負担対象外の燃料代金は、候補者負担となりますので、候補者に請求していただくこととなります。

また、候補者の選挙に係る供託物が大津市に没収された場合は、燃料代金の全額が候補者負担となります(大津市への請求はできません)。

候補者の選挙に係る供託物が没収されるかどうかは、選挙及び当選の効力が確定した後でないと判りません。選挙及び当選の効力確定は、公職選挙法第202条に規定する選挙の効力に関する異議の申出期間(選挙の日から14日以内。期限の日が休日の場合はその翌日)及び公職選挙法第206条に規定する当選の効力に関する異議の申出期間(当選人決定の告示日から14日以内)のそれぞれの期間内に異議申出がない場合は5月8日となります。

請求は、4月23日以降に大津市選挙管理委員会へ電話で確認のうえ、その指示に基づき請求書を提出してください。

請求書には、先に候補者から提出された「選挙運動用自動車燃料供給証明書」及び「給油伝票の写し」並びに「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」の添付が必要となります。

支払いは、適正な請求書を受理した日(候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日)から30日以内に支払います。

不明な点がございましたら、大津市選挙管理委員会事務局(電話 528-2650)までお問合せ願います。